

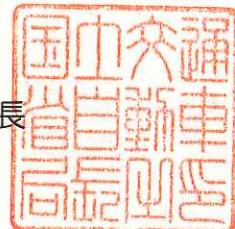


別紙 2

国自安第240号
平成28年1月25日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局長



バス運転者の健康起因事故防止の徹底について

運転者の健康状態に起因する事故の防止については、従来から機会あるごとに指導してきたところであるが、今月に入り、運転者の健康状態に起因すると思われる事故が相次いで発生した。

- ① 東京都小金井市における乗合バス事故（1月7日）
- ② 兵庫県淡路市の神戸淡路鳴門道における貸切バス事故（1月17日）
- ③ 宮城県仙台市における乗合バス事故（1月22日）

幸い、乗客や歩行者に死傷者は生じなかったものの、一つ間違えば大事故になりかねない状況が生じたところであり、安全の確保が全てに優先されるべき公共交通機関において、このような事態が生じたことは誠に遺憾である。

このため、改めて貴協会傘下会員に対し、改めて下記の内容をはじめとした「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」等の運転者の体調急変に伴う事故を防止するための対策の再徹底を図られたい。

記

1. 定期健康診断による疾病の把握

定期健康診断において、要再検査や要精密検査、要治療の所見がある場合には、当該運転者に医師の診断または治療させ、その結果（医師からの乗務に係る意見）を把握す



ること。

2. 就業上の措置の決定

上記1における医師からの意見等を勘案し、当該運転者における就業上の措置（業務負担の軽減、業務転換、乗務の継続／中止等の措置）を講じること。

乗務の軽減や転換などの措置を行った場合には、当該運転者に対して、医師等による改善指導又は保健指導を受けさせ、健康状態を継続的に把握すること。

3. 乗務前点呼における乗務判断

乗務前の点呼において、事業用自動車の運転者の健康管理マニュアルに定められている判断目安に基づき、運転者が安全に乗務できる健康状態かどうかを判断し、乗務の可否を決定すること。

4. 乗務中の判断・対処

乗務中に、自動車の運転に支障を及ぼすおそれがある一定の病気等に係る前兆や自覚症状等が現れた場合には、運転者は無理に運転を継続せずに、近くの駐車場やサービスエリア・パーキングエリア等にて休憩を取り、速やかに運行管理者等に報告するよう指導すること。

また、実際に体調が悪化した場合、または、急を要する脳・心臓疾患の前兆や自覚症状が現れた場合には、即座に運転を中止し、車両を安全な場所に停車させるなどして安全を確保し、速やかに運行管理者等に報告するよう指導すること。

5. 平時からの健康増進

上記4点のほか、運転者の疾病の発症や健康状態の悪化につながる過労等をできるだけ引き起こさないためには、産業医やヘルスケア機器、各種スクリーニング検査等を活用した健康状態の確認と、働く人それぞれの状況に応じたきめ細やかな労務管理に努められたい。

また、運転者が自主的に疾病・過労を申告し、安心して治療し現場復帰できるような社内環境・雇用環境の整備に努められたい。

以上